



さまざまな税制メリットが魅力です！

個人型確定拠出年金 iDeCo

ハッピーエイジング401kプラン

個人型確定拠出年金(iDeCo)とは？

- 個人型確定拠出年金(iDeCo)とは
 - ～ ① お客様ご自身が掛金を積立てながら
 - ～ ② ご自身で選んだ商品で運用し
 - ～ ③ 原則60歳以降に、運用した資産を受取る制度です。
- ①～③のいずれの段階でも税制面でのメリットがある点が個人型確定拠出年金(iDeCo)ならではの魅力です。
- 原則として、60歳未満の方であればどなたでも利用できる制度です。

イデコちゃん



【個人型確定拠出年金(iDeCo)のイメージ】

運用によって年金資産の額は変わります。
(掛金総額を下回ることもあります。)



損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社は「個人型確定拠出年金 ハッピーエイジング401kプラン」の運営管理業務を行っています。
受付金融機関では同商品の受付業務を行います。

個人型確定拠出年金(iDeCo)の詳細は、ハッピーエイジング401kプランパンフレット等でご確認ください。

個人型確定拠出年金(iDeCo)の税制メリットのポイント

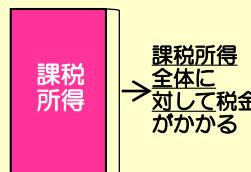
図はすべてイメージです。

税制メリット(1) 拠金は全額所得控除！

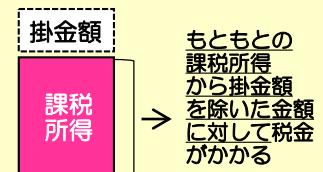
拠金として拠出した金額は“全額”が所得控除の対象となります。

税金の計算の対象となる「課税所得」が拠金額分だけ減るため、結果としてかかる所得税・住民税の額も少なくなります。

通常は



iDeCoでは



税制メリット(2) 運用益は非課税！

一般的な金融商品で運用をした場合、運用によって得られた利益(運用益)には税金がかかりますが、iDeCoの制度内での運用による運用益には税金はかかりません。

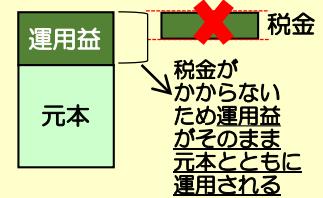
※1 年金資産に対して特別法人税が課税されますが、現在は凍結されています。

運用益はそのまま元本とともに運用(再投資)されます。

一般的な金融商品での運用では



iDeCoでは



税制メリット(3) 受取時にも税制面で優遇！

原則60歳以降に老齢給付金として受取る際にも税制面で優遇されます。

年金(分割)受取の場合・・・公的年金等控除が適用
一時金(一括)受取の場合・・退職所得控除が適用



年金(分割)受取、一時金(一括)受取ともに税金の計算の対象とならない一定の金額の枠(控除)があり、それを差し引いた後の所得額に対して税金がかかる。※2

※2 年金(分割)受取の場合は雑所得として公的年金等控除適用後の金額に、一時金(一括)受取の場合は退職所得控除適用後の金額の2分の1に対して税金がかかる

<ご加入にあたってご理解いただきたい事項>

- ・拠金は加入者ご自身の判断において運用します。また、運用結果次第では受給額が拠金総額を下回ることがあります。
- ・老齢給付金は原則60歳からの受給となります。加入期間によっては受給開始年齢が61歳から65歳まで順次遅くなります。
- ・原則として制度からの脱退(解約)や資産の中途引出はできません。
- ・加入後は、拠金または個人別管理資産残高から口座管理手数料等が差し引かれます。
- ・拠金から、口座管理手数料等が徴収されるため、拠金全額が運用商品の買付に充当されるものではありません。
- ・拠金の引落は、原則60歳となる誕生月で終了し、その後は運用指図者として受給終了まで運用のみ行います。また、事前に指定した月(年に1回以上)に拠金を納付する場合は、60歳到達による資格喪失時も含め、資格喪失月を含む拠出区分の拠金は拠出できません。
- ・拠金の払込を停止、もしくは60歳到達により運用指図者となっても、受給終了まで口座管理手数料等が個人別管理資産残高から差し引かれます。
- ・拠金の納付は毎月定額もしくは、事前に指定した月(年に1回以上)に行うかのいずれかを選択できます。また、拠金の前納・追納はできません。拠金の納付方法が個人払込の場合は口座振替に限られます。
- ・加入者ご本人の申出がなくとも、他に確定拠出年金の口座がある場合は、その口座の資産が本口座に移換されることがあります。またその場合、移換金に対する配分割合の指定を行わないと拠金の配分割合が移換金にも適用されます。

本チラシは個人型確定拠出年金(iDeCo)の概要を説明したものです。

詳しい内容につきましては、ハッピーエイジング401kプランパンフレット等をご覧ください。

本チラシは個別に記載がある場合を除き、2018年5月時点の法令等に基づいて作成しています。将来的に変更される場合があります。

<運営管理機関>



SOMPO ホールディングス

損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社

<受付金融機関>



浜松いわた信用金庫